

# 家庭裁判所の

# あらまし



家庭裁判所

# 家庭裁判所とは

家庭裁判所は、離婚や相続などに関する家庭内の紛争及び非行のある少年の事件を専門的に取り扱う裁判所として昭和24年（1949年）1月1日に誕生しました。家庭裁判所の創設は、戦後の司法改革の中で最も特色あるものと言われています。

家庭内の紛争を通常の訴訟の手続により審理すると、公開の法廷で夫婦、親子等の親族が争うことになり、相互の感情的な対立が十分に解消されないまま終わるおそれがあります。したがって、家庭内の紛争については、まず最初に、訴訟の手続ではなく、それにふさわしい調停や審判といった非公開の手続で、法律を踏まえつつ、紛争の実相に則した解決を図る必要があります。

また、非行のある少年に対し、成人と同様に公開の法廷での訴訟手続によって刑罰を科すことは、少年にとって必ずしも好ましい結果をもたらすとは限りません。未熟で、教育によって改善される可能性の高い少年に対しては、それにふさわしい非公開の手続で、再び非行に及ぶことのないよう教育的な働き掛けを行った上で処分を決めることの方が適当なことが多いと考えられます。

このように、家庭裁判所は、紛争や非行の背後にある原因を探り、どのようにすれば、家庭や親族の間に起きたいろいろな問題が根本的に解決され、非行に及んだ少年が再び非行に及ぶことがないようにしていけるのかということを第一に考え、それぞれの事案に応じた適切妥当な措置を講じ、将来を展望した解決を図るという理念に基づいて創設された裁判所です。

平成16年4月1日に人事訴訟法が施行され、家庭裁判所は家庭に関する紛争についての訴訟も取り扱うことになり、家庭裁判所が持つ家庭に関する紛争の解決についての知識や専門性を訴訟にもいかすことができるようになりました。また、我が国の家族をめぐる社会状況や国民の法意識の変化に合わせ、平成25年1月1日に家事事件手続法が施行され、家庭裁判所で行われてきた調停や審判の手続について、当事者等の手続保障のための規定や利用者の利便性の向上のための制度を充実させることで、利用者である国民にとって、より利用しやすくなるとともに、家庭裁判所の紛争を解決する機能が、より一層充実することになりました。さらに、平成26年4月1日に国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律が施行され、16歳未満の子が国境を越えて不法に日本へ連れ去られた場合等における当該子の返還に関する紛争について、東京家庭裁判所と大阪家庭裁判所が取り扱うことになりました。

「家庭に光を、少年に愛を」というのが家庭裁判所創設当時の標語であり、「家庭に平和を、少年に希望を」というのがその後には作られた標語ですが、これらの言葉はこうした家庭裁判所の役割を象徴しているものといえましょう。

## 目 次

|                 |   |                 |    |
|-----------------|---|-----------------|----|
| 家庭裁判所とは         | 1 | ○ 訴えの提起から審理まで   | 6  |
| 家庭裁判所の機構と組織     | 2 | ○ 家庭裁判所における主な審理 | 7  |
| 家庭裁判所の取り扱う事件と手続 | 3 | ○ 訴訟の結果（判決・和解）  | 7  |
| 家事事件            | 3 | 少年事件            | 8  |
| ○ 家事事件とは        | 3 | ○ 少年事件とは        | 8  |
| ○ 家事手続案内        | 3 | ○ 事件の受理         | 8  |
| ○ 申立て           | 3 | ○ 調査の手続         | 8  |
| ○ 審判・調停の手続      | 4 | ○ 審判の手続         | 9  |
| ○ 審判・調停の結果      | 5 | ○ 処分の決定         | 9  |
| ハーグ条約実施法に基づく    |   | ○ 被害を受けた方のための制度 | 10 |
| 子の返還に関する事件      | 5 |                 |    |
| 人事訴訟事件          | 6 |                 |    |
| ○ 人事訴訟事件とは      | 6 |                 |    |
| ○ 人事訴訟と家事調停     | 6 |                 |    |

表 紙 京都家庭裁判所  
裏表紙 高松家庭裁判所のモニュメント